（昭和 26 年法律第 193 号。以下「旧公営住宅法」という。）第 2 条第 3 号に規定する第一種公営住宅をいう。以下同じ。）のうち都道府県が管理するもの（以下「平成 n 年度都道府県営第 1 種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の 100 分の 3 に相当する額として総務大臣が通知する額

B_n　平成 n 年度都道府県営第 1 種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数

C_n　平成 n 年度都道府県営第 1 種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数

D_n　平成 n 年度に建設に着手した第 2 種公営住宅（旧公営住宅法第 2 条第 4 号に規定する第二種公営住宅をいう。以下同じ。）のうち都道府県が管理するもの（以下「平成 n 年度都道府県営第 2 種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の 100 分の 4 に相当する額として総務大臣が通知する額

E_n　平成 n 年度都道府県営第 2 種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数

F_n　平成 n 年度都道府県営第 2 種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数

C　次の算式によつて、公営住宅法改正法の規定による改正後の公営住宅法（以下「新公営住宅法」という。）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅（以下「新法公営住宅」という。）、旧公営住宅法に基づき整備された公営住宅（昭和 55 年度以降管理開始されたものに限り、住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 29 条第 1 項において準用する場合を含む。）、住宅地区改良法第 2 条第 6 号に規定する改良住宅、小集落地区等改良事業制度要綱（昭和 57 年 4 月 5 日付け建設省住整発第 26 号）第 2 第 7 項に規定する小集落改良住宅、密集住宅市街地整備促進事業制度要綱（平成 6 年 6 月 23 日付け建設省住市発第 46 号）第 2 第 11 号に規定するコミュニティ住宅、「住宅地区改良事業に